

森林法の一部を改正する法律案要綱

第一 森林計画制度の見直し

一 全国森林計画の計画事項の見直し

森林の保護に関する事項を全国森林計画の計画事項とすること。

(第四条関係)

二 地域森林計画の計画事項及び作成手続の見直し等

(一) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施に関する事項及び森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項を地域森林計画の計画事項とし、森林の有する機能別の森林の所在及び面積を

計画事項から削るとともに、森林の整備及び保全のために必要な事項及び要整備森林の整備のために必要な事項について例示化及び努力義務化すること。

(第五条及び第三十九条の四関係)

(二) 地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する期間をおおむね三十日間とし、都道府県知事が地域森林計

画をたて、又は変更するに際し必要な農林水産大臣への同意を要する協議について、林道の開設及び改良に関する計画及び保安施設事業に関する計画については、同意を要しないものとする。

(第六条関係)

(三) 森林所有者等は、地域森林計画に従って森林の施業及び保護を実施し、又は森林の土地の使用若しくは収益をすることを旨としなければならないものとする事。 (第八条関係)

三 国有林の地域別の森林計画の計画事項の見直し
森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項等を森林計画の計画事項とすること。

(第七条の二関係)

四 市町村森林整備計画の計画事項及び作成手続の見直し等

(一) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項並びに森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項を市町村森林整備計画の計画事項とし、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項を計画事項から削るとともに、林業に従事する者の養成及び確保に関する事項等の記載を努力義務化する事。 (第十条の五第二項及び第三項関係)

(二) 市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森林及び林業に関し学識経験を有

する者の意見を聴かなければならないものとする。

(第十条の五第六項関係)

(三) 市町村の長は、その市町村内に国有林があるときは、市町村森林整備計画の案について、必要に

じ、関係森林管理局長に対する意見を聴かなければならないものとする。

(第十条の五第八項関係)

(四) 森林所有者等は、市町村森林整備計画に従って森林の施業及び保護を実施することを旨としなけれ

ばならないものとする。

(第十条の七関係)

第二 伐採後の造林の命令の拡充

市町村の長は、届出をせずに立木を伐採した者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば災害を発生させるおそれ等があると認められる場合において、伐採後の造林をすることが当該事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができるものとする。

(第十条の九第四項関係)

第三 要間伐森林制度の見直し

一 市町村の長は、要間伐森林がある場合には、当該要間伐森林の森林所有者等に対し、その旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

(第十条の十第二項関係)

二 市町村の長は、一による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について当該間伐又は保育の方法に従って間伐又は保育を実施すべき旨を期限を定めて勧告することができるものとする。

(第十条の十第三項関係)

三 都道府県知事が調停案の受諾の勧告をした場合において、その勧告を受けた森林所有者が当該調停案の受諾をしないときは、市町村の長の指定を受けた者は、当該勧告があった日から起算して六月以内に、都道府県知事に対し、要間伐森林の立木のうち間伐のため伐採するものの所有権(以下「特定所有権」という。)の移転並びに当該要間伐森林について行う間伐の実施及びそのために必要な施設の整備のため当該要間伐森林の土地を使用する権利(以下「特定使用权」という。)の設定に関する契約の締結に関し裁定を申請することができるものとし、当該裁定に関し、所要の手續等の規定を整備すること。

(第十条の十一の二から第十条の十一の五まで並びに第十条の十一の七及び第十条の十一の八関係)

四 一による通知の相手方が知れず、又はその所在が不分明なため、市町村の長がその通知の内容を掲示した場合において、その掲示に係る要間伐森林についての特定所有権及び特定使用権の取得を希望する者で当該市町村の長の指定を受けたものは、その通知が当該森林所有者に到達したものとみなされた日から六月以内に、都道府県知事に対し、当該特定所有権及び特定使用権の取得に関し裁定を申請することができるとすること。

(第十条の十一の六関係)

五 三及び四の裁定に基づいて伐採をする場合は、伐採及び伐採後の造林の届出を不要とすること。

(第十条の八関係)

第四 森林施業計画の見直し

一 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が計画を作成し、森林の経営に関する長期の方針及び森林の保護に関する事項を記載しなければならないものとともに、森林の経営の受託その他の方法による森林の経営の規模の拡大の目標及び当該目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置を記載することができるものとし、計画の名称を森林経営計画とすること。

(第十一条第一項から第三項まで関係)

二 森林経営計画の認定要件として、次に掲げる要件を加えるものとする。

(一) 森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。

(二) 森林経営計画に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が造林のための地ごしらえ又は害虫駆除に該当するものであること。

(三) 森林経営計画に森林の経営の規模の拡大の目標が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実にできると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実にできると認められるものであること。
(第十一条第五項関係)

三 森林経営計画の対象とする森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は当該森林経営計画の対象とする森林以外の森林であってこれと一体として整備することを相当とするものにつき新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合には、森林経営計画を変更しなければならないものとする。

と。

(第十二条関係)

四 認定を受けた森林所有者等のうち認定に係る森林経営計画において火入れに関する事項を記載しているものは、市町村の長の許可を受けないで、当該火入れをすることができるとすること。

(第二十一条関係)

五 市町村の長は、森林経営計画の認定をしようとする場合において、当該森林経営計画に火入れに関する事項が記載され、かつ、当該火入れをする森林が国有林野に近接する森林であるときは、あらかじめ、その国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、同意を得なければならないものとする。

(第十一条第六項関係)

第五 土地の使用権の設定に関する協議の認可等

一 都道府県知事は、他人の土地の使用権の設定に関する協議の認可の申請があつたときは、その土地の所有者等の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならないものとする。

(第五十条第二項関係)

二 都道府県知事は、一の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに事案の要旨並び

に意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知するとともにこれを公示しなければならないものとする
と。
(第五十条第三項関係)

三 一の意見の聴取に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会
を与えなければならないものとする。
(第五十条第四項関係)

四 森林所有者等が森林施業に関する測量又は実地調査のため市町村の長の許可を受けて他人の土地に立
ち入り、又は立木竹を伐採する場合に必要なその土地の占有者等への通知は、あらかじめ通知すること
が困難であるときは、不要とすること。
(第四十九条関係)

第六 その他

一 市町村森林整備計画の作成及び達成のための体制整備

(一) 市町村は、市町村森林整備計画の作成及びその達成のため必要があるときは、都道府県知事に対し
、技術的援助その他の必要な協力を求めることができるものとする。
(第十条の十二関係)

(二) 林業普及指導員は、(一)による市町村の求めに応じて行う協力のうち専門的な技術及び知識を必要と
する事項に係るものを行うものとする。
(第一百八十七条関係)

二 立入調査の主体の拡大

農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができるものとする
こと。
(第百八十八条関係)

三 市町村による森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供等

市町村は、森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあっせんを行うように努めるものとする
こと。
(第百九十一条関係)

四 罰則の引上げ等

- (一) 届出書の提出をしないで立木を伐採した者等に対する罰金刑の上限を引き上げるとともに、第二の命令に違反した者に対し、罰金刑に処するものとする
こと。
(第百二十七条関係)
- (二) (一)に掲げるもののほか、所要の罰金の額の引上げを行う
こと。
(第百二十六条、第百二十八条及び第百九条関係)

一 この法律は、平成二十四年四月一日から施行するものとする。ただし、全国森林計画、地域森林計画、国有林の地域別の森林計画及び市町村森林整備計画に係る経過措置の規定は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。